

令和2年5月1日

東北医科薬科大学新型コロナウイルス感染症対策本部

「緊急事態宣言」にともなう休業期間の延長について（お知らせ）

宮城県の新型コロナウイルス感染拡大防止のための大学に対する休業要請を受け、東北医科薬科大学では4月23日に対応策を発表いたしました。しかしながら、国の緊急事態宣言が延長される見通しとなったことを踏まえ、以下のとおり休業期間を延長いたします。

期 間 令和2年4月25日（土）から令和2年5月10日（日）まで（当初予定は5月6日）

対応方針 大学を休業とする。なお附属病院（福室キャンパス含）は業務体制を維持  
学生・教職員の入構は原則禁止し自宅待機  
休業期間中はオンラインを活用した授業を実施  
事務処理はテレワークを組み合わせ、必要最低限の人数で実施

感染拡大を防止し学生、教職員、関係者の健康と安全を守るための措置であり、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。